

訪問入浴介護利用契約書

訪問入浴介護事業重要事項説明書

事業者：社会福祉法人 西予市社会福祉協議会

事業所：社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 宇和支所

社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所 訪問入浴介護事業契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人西予市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所（以下「事業所」という。）から提供される訪問入浴介護について次のとおり契約します。

第1条（訪問入浴介護の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とします。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 上記の契約期間満了の7日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は次の要介護認定の有効期間満了日まで自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問入浴介護サービスの内容）

事業者は、訪問入浴介護サービスに従事する看護職員及び介護職員を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、清拭等、「重要事項説明書」に定められた訪問入浴介護サービスの中から適切に訪問入浴介護サービスを提供します。

第4条（訪問入浴介護サービス提供の記録等）

事業者は、訪問入浴介護の提供に関する記録をつけ、その完結の日から5年間保管します。

- 2 利用者は、自己に関する第1項の記録を閲覧、または複写物の交付を受けることができます。

第5条（訪問入浴介護サービス利用料金及び費用等の支払い）

利用者は、第3条に定める訪問入浴介護サービスについて、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいた訪問入浴介護サービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払います。

- 2 訪問入浴介護サービス利用料金及び費用は1ヶ月ごとに計算し、事業者がこれを利用月の翌月末日までに「重要事項説明書」に定める所定の方法で徴収します。
- 3 1ヶ月に満たない期間の訪問入浴介護サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

利用者は、利用期日前において、訪問介護サービスの利用を中止又は変更する場合には、訪問入浴介護サービスの実施日の前日までに事業者に申し出ます。

- 2 事業者は、第1項に基づく利用者からの訪問入浴介護サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪

問入浴に従事する看護職員（以下、「サービス従事者」という。）の稼働状況により利用者の希望する日時に訪問入浴介護サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

第7条（利用料金の変更）

第5条第1項に定める訪問入浴介護サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該訪問入浴介護サービスの利用料金を変更することができます。

- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条（事業者及び訪問入浴介護サービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、訪問入浴介護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2 事業者は、訪問入浴介護サービス実施日において、サービス従事者により利用者の体調・健康状態からみて、必要な場合には利用者またはその家族等から聴取・確認の上で訪問入浴介護サービスを実施します。
- 3 事業者は、訪問入浴介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。

第9条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供する訪問入浴介護サービスを利用することができます。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 五 第7条第2項及び第10条から第12条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

第10条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に申し出ます。

第11条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除できます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問入浴介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が「重要事項説明書」に定める秘密保持に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信

用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第12条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を契約しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 訪問入浴介護サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第13条（精算）

第9条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施された訪問入浴介護サービスに対する利用料金の支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、速やかに精算します。

第14条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づく訪問入浴介護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を推察して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができます。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、訪問入浴介護サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施した訪問入浴介護サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第16条（事業者の責任によらない事由による訪問入浴介護サービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により訪問入浴介護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施した訪問入浴介護サービスを除いて、所定の訪問入浴介護サービス利用料金の支払いを請求することはできません。

第17条 (重要事項説明書)

事業者は、本契約を締結するにあたり、利用者に対して「重要事項説明書」に基づいて重要な事項について説明したことを確認します。

- 2 利用者は、本契約を締結するにあたり、事業者から「重要事項説明書」に基づいて、重要な事項について説明を受けサービスの提供に同意します。

第18条 (合意管轄)

本契約に関して、やむを得ず訴訟をおこす場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

第19条 (契約外条項)

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有します。

令和 年 月 日

利用者 (または代理人) : 代理人の場合は、利用者との関係 : _____

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

利用者は、次の事由により署名ができないため、私が代筆します。

- 事 由 ・同意はあるが身体が不自由なため
・同意の意思の表明をできないため
・その他 ()

署名代筆者 (利用者との関係 : _____)

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

事業者

住 所 : 愛媛県西予市野村町野村12号15番地

事業者名 : 社会福祉法人 西予市社会福祉協議会

代表者名 : 会 長 宗 正 弘

**社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所
訪問入浴介護事業重要事項説明書**

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会
法人所在地	愛媛県西予市野村町野村12号15番地
電話番号	0894-72-2306
法人代表者	会長 宗正弘
設立年月日	平成16年4月1日

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 西予市社会福祉協議会 宇和支所
事業所所在地	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目746番地
電話番号	0894-62-3770
管理者氏名	宇都宮 信広
事業所番号	3871400069
通常の事業の実施地域	愛媛県西予市
事業所の運営方針	事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行なうことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
開設年月日	平成16年4月1日

3 職員の勤務体制(令和8年4月1日現在)

職種	人員数	職務の内容
1 管理者	1人	事業所の管理及び業務の管理を一元的に行なう。 指定訪問入浴介護の提供を行なう。
2 看護員	1人以上	
3 訪問入浴介護職員	2人以上	

4 営業日及び営業時間

営業日	天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとします。 ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休業します。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分 ただし、電話等により常時受付可能な体制とします。
サービス提供日	全日とする。

※ 必要のある場合は、希望により上記規定にかかわらず対応する。

5 当事業所が提供する訪問入浴介護サービス

当事業所では、利用者の家庭に訪問し、訪問入浴介護サービスを提供します。

当事業所が提供する訪問入浴介護サービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

<訪問入浴介護サービスの概要と利用料>

利用者に対する具体的な訪問入浴介護サービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)に定められます。以下の訪問入浴介護サービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

訪問入浴介護サービスの種類	訪問入浴介護サービスの内容
健康チェック	看護職員により、入浴の前後に血圧・脈拍等の測定をします。 健康チェックをして体調がよくないと看護職員及び主治医が判断した場合は、訪問入浴介護サービスは実施しません。この場合は、利用料はいただきません。
特殊浴槽の搬入	お客様が指定された居室へ特殊浴槽を搬入します。
全身入浴	担架ネットを使用し、全身入浴をしていただきます。また、体調に合わせて洗髪もします。
清拭・部分浴	身体状況等から全身入浴が困難な場合、希望により清拭または部分浴を行います。

① 訪問入浴介護サービス利用料

入浴サービスを利用した場合の基本料は以下の通りです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割又は2割若しくは3割の額です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

サービス提供区分	基本利用料 (1回)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
全身入浴	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円
清拭・部分浴	11,394円 (基本利用料の90/100)	1,140円	2,279円	3,419円

② 初回加算

新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問介護を行った場合、通常の利用料に下記の料金が加算されます。

加算名	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,000円	200円	400円	600円

③ サービス提供体制強化加算

当事業所が以下の条件に合致した場合、加算いたします。

加算名	条件（下記参照）	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	体制要件(1)(2)(3)及び人材要件(1)	440円（44単位）	44円	88円	132円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	体制要件(1)(2)(3)及び人材要件(2)	360円（36単位）	36円	72円	108円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	体制要件(1)(2)(3)及び人材要件(3)	120円（12単位）	12円	24円	36円

※当事業所は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）を適用致します。

サービス提供体制強化加算要件

<体制要件>

- (1) 全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
- (3) 全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。

<人材要件>

- (1) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上又は勤続10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上のいずれかに該当すること。
- (2) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。
- (3) 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上、又は勤続7年以上の介護福祉士の割合が100分の30以上であること。

④ 認知症専門ケア加算

以下の要件を満たす場合、上記①の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算名	加算の要件	加算額
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の100分の50以上 ・ 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・ 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 	3単位/日

認知症専門ケア加算 (II)	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算（I）の要件を満たすこと ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定 	4単位/日
-------------------	--	-------

⑤看取り連携体制加算

以下の基準を満たす場合、上記①の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算名	利用者基準	事業所基準	加算額
看取り連携体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 ・看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態または家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所または訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整している ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者またはその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている ・看取りに関する職員研修を行っている 	64単位/回

※当事業所は、愛媛県へ届出書を提出した後、加算適用と致します。

⑥介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合に、下記のとおり加算されます。

加算名	利用料（利用者負担額）
介護職員処遇改善加算（I）	上記、①～⑤により算定した額（1ヶ月）の10.0%に当たる額

※ 当事業所は、介護職員処遇改善加算（I）を適用致します。

◇ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、訪問入浴介護サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◇ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更しま

す。

- ◇ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問入浴介護サービスを受けた場合、利用料金の全額を利用者に負担いただきます。

- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
介護保険給付の支給限度額を超える訪問入浴介護サービス

- (3) 交通費
通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所の訪問入浴介護サービスを利用される場合は、訪問入浴介護サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
なお、本会が所有する自動車を使用した場合の交通費は、無料といたします。

6 利用料金等の支払い方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、利用月の翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間の訪問入浴介護サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア ご利用者の金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関は、次のとおりです。
ゆうちょ銀行、伊予銀行、愛媛銀行、J A東宇和
※ 引き落とし手数料は事業者が負担します。
- イ 事業者指定の金融機関口座へのお振込み
事業者が指定した金融機関口座へお振込みいただきます。
※ お振込みにかかる手数料は、ご利用者にご負担いただきます。
- ウ 事業所への現金払い

7 訪問入浴介護サービス利用に関する留意事項

- (1) 訪問入浴介護サービス提供を行うサービス従事者
訪問入浴介護サービス提供にあたっては、複数のサービス従事者が交替して訪問入浴介護サービスを提供します。
- (2) 訪問入浴介護サービス従事者の交替
 - ① 利用者からの交替の申し出
選任されたサービス従業者の交替を希望する場合には、お申し出下さい。ただし、サービス従業者の稼働状況等でご希望に添えない場合もあります。
 - ② 事業者からのサービス従事者の交替
事業者の都合により、サービス従事者を交替することがあります。ただし、サービス従事者を交替する場合は利用者及びその家族等に対して訪問入浴介護サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- (3) 訪問入浴介護サービス実施時の留意事項
 - ① 定められた業務以外の禁止
利用者は「当事業所が提供する訪問入浴介護サービス」で定められた訪問入浴介護サービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮します。

③ 備品等の使用

訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。サービス従事者が事業所及び主治医等に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ 水道水の使用

ア 訪問入浴介護サービスの実施のために必要な水道水は利用者負担とさせていただきます。

イ 消毒管理されている、利用者宅の水道水を使用した場合であっても、入浴水を起因とする感染症が発生した場合については事業所の責任として、対応いたします。

(4) 訪問入浴介護サービス内容の変更

訪問入浴介護サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていた訪問入浴介護サービスの実施ができない場合には、訪問入浴介護サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更した訪問入浴介護サービスの内容に応じた訪問入浴介護サービス利用料金を請求します。

(5) サービス従事者の禁止行為

訪問入浴介護サービス従事者は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|-----------------------------------|
| ①主治医の指示なしに行う医療行為 |
| ②利用者もしくはその家族等からの金銭および物品等の授受 |
| ③利用者の家族等に対する訪問入浴介護サービスの提供 |
| ④飲酒及び喫煙 |
| ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

8 緊急時等における対応方法

(1) サービス従事者は、訪問入浴介護サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関等へ連絡する等の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行います。

事業者が契約している協力医療機関		
西予市立 西予市民病院	院長	菊池良夫
	所在地	愛媛県西予市宇和町永長147番地1
	電話番号	0894-62-1121
医療法人 あじき医院	院長	安食研治
	所在地	愛媛県西予市明浜町高山甲3630番地
	電話番号	0894-64-0331
医療法人 狩江あじき医院	院長	安食研治
	所在地	愛媛県西予市明浜町狩浜2番耕地1321番地4
	電話番号	0894-65-0302
西予市国民健康 保険二及診療所	所長	宇都宮嘉一
	所在地	愛媛県西予市三瓶町二及2番耕地684番地1

	電話番号	0894-33-3140
西予市国民健康保険 周木診療所	所長	宇都宮嘉一
	所在地	愛媛県西予市三瓶町周木1番321番地27
	電話番号	0894-33-0291
西予市立 野村病院	院長	大塚伸之
	所在地	愛媛県西予市野村町野村9号53番地
	電話番号	0894-72-0180

9 秘密保持

- (1) サービス従事者及びその他事業関係職員（以下「従業者」という。）は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としております。
- (3) あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いませぬ。

10 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定

虐待防止に関する担当者	管理者	宇都宮 信広
-------------	-----	--------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備いたします。
- (4) 従事者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施いたします。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを西予市に通報いたします。
- (6) 上記の虐待防止措置が未実施の場合は、減算（所定単位数の100分の1）の対象となります。

11 衛生管理等

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底いたします。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備いたします。
 - ③従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施いたします。

12 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録いたします。

13 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 上記の業務継続計画等が未実施の場合は、減算（所定単位数の100分の1）の対象となります。

14 苦情処理の体制等

事業者は、提供した訪問入浴介護サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情窓口を設置しています。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、その改善に努めます。

○ サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の訪問入浴介護サービスに関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談・苦情はこちらまで。

- ・担 当：宇 都 宮 信 広（うつのみや のぶひろ）
- ・電 話：0894-62-3770
- ・F A X：0894-69-1363
- ・受付時間等：重要事項説明書1ページに記載の「4 営業日及び営業時間」です。
※ 月曜日～金曜日 の 午前8時30分～午後5時15分

上記以外にも、次のような相談窓口があります。

西予市福祉事務所 長 寿 介 護 課 介 護 保 険 係	所 在 地：愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1 電 話：0894-62-6406 ・ F A X：0894-62-6543 受付時間等：月曜日～金曜日 の 午前8時30分～午後5時15分
愛媛県国民健康 保険団体連合会	所 在 地：愛媛県松山市高岡町101番地1 電 話：089-968-8700 ・ F A X：089-968-8717 受付時間等：月曜日～金曜日 の 午前9時～午後5時

15 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等、当該利用者にかかる担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録し、必要な措置を講じます。

